

寝屋川市競争入札心得

(目的)

第1条 寝屋川市の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）を行う場合における手続その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、寝屋川市契約規則（昭和50年寝屋川市規則第32号。以下「規則」という。）その他の関係法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(法令等の遵守)

第2条 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、法、令、規則その他の関係法令及びこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、寝屋川市の職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為をしてはならない。

3 入札参加者は、入札に際し、当該入札に関する契約に係る図面、仕様書、補足説明書、質問回答書その他寝屋川市が交付する書類、契約書案その他契約締結に必要な条件を熟知した上、入札しなければならない。この場合において、入札参加者は、当該契約締結に必要な条件について疑義があるときは、寝屋川市の関係職員の説明を求めることができる。

4 入札及び契約において、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、入札に際し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）その他関係法令に抵触する行為をしてはならない。

2 のうち寝屋川市電子調達システム（以下「システム」という。）を用いて行うもの（以下「電子入札」という。）の入札参加者は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省／法務省／経済産業省令第2号。以下これらを「電子署名法等」という。）その他関係法令に抵触する行為をしてはならない。

3 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(資格確認等)

第4条 入札に参加しようとする者は、令第167条の6第1項の規定による公告（当該公告と同時にシステムに登録したものを含む。以下これらを「公告」という。）又は令第167条の12第2項の規定による通知（以下「指名通知」という。）において指定した期日までに、入札に参加するための資格（以下「入札参加資格」という。）について、公告又は指名通知において指定した方法により寝屋川市に申請しなければならない。ただし、公告又は指名通知を行わない入札については、この限りでない。

2 電子入札に参加しようとする者は、前項の規定による入札参加資格の申請前に、その者（個人の場合にあつては当該本人、法人の場合にあつては当該法人の代表者）又は次条第5項に規定する受任者若しくは代理人の名義で電子署名法等に基づく電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）を取得し、寝屋川市にＩＣカード登録をしておかなければならない。

3 一般競争入札の場合において、第1項の規定による入札参加資格に関する申請があつたときは、当該入札参加資格に関する申請をした者の当該入札の公告又は寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱（平成21年4月1日制定。以下「施行要綱」という。）に定める入札参加資格の有無について、審査を行い、その可否を当該申請をした者に通知する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格を有していない者

(2) 公告又は指名通知の日（電子入札の場合にあつては、参加資格の申請書等受付開始の日）から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者

(3) 前2号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又は当該行為をなした者

(入札)

第5条 前条第3項の規定による審査の結果、入札参加資格があると認められた入札参加者は、入札に際し、当該入札に関する契約に係る仕様書、設計書、図面、契約書案、現場その他の契約締結に必要な条件を熟知した上で、入札しなければならない。この場合において、入札参加者は、当該契約締結に必要な条件について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、公告又は指名通知に記載された入札の日時又は場所を厳守しなければならない。

3 入札参加者は、入札書に署名又は記名押印の上、必要な事項を記載し、契約担当課の職員（以下「契約担当職員」という。）の指示に従い（電子入札の場合にあつては、システムにより）、入札しなければならない。

4 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

5 入札参加者は、入札参加資格申請及び入札・見積権限について委任した者（以下「受任者」という。）をして入札をさせるとき（電子入札をさせるときを除く。）は、委任状を当該受任者に持参させなければならない。この場合において、入札書には、入札参加者及び当該受任者の氏名を併記し、受任者の署名又は記名押印をもって入札しなければならない。

6 入札参加者（受任者を含む。）は、当該入札における他の入札参加者の受任者となることはできない。

7 令第167条の4第2項各号に該当する者は、受任者になることはできない。
（入札の辞退）

第6条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまで（電子入札の場合にあつては、入札書受付開始予定日時から入札書受付締切予定日時まで）は、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札（電子入札を除く。次号において同じ。）の執行前にあつては、入札辞退届を契約担当職員に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札の執行中にあつては、入札辞退届又は辞退する旨を明記した入札書を、

当該入札を執行する者に直接提出して行う。

- (3) 電子入札の場合にあつては、入札辞退届をシステムにより提出して行う。

なお、入札書受付締切予定日時を過ぎても入札書がシステムに到達していない場合は、当該入札参加者は、入札を辞退したものとみなす。

- 3 入札を辞退した者は、辞退したことを理由として以後の指名等において不利益な取扱いを受けない。

(入札の中止等)

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等第2条及び第3条に抵触し寢屋川市が入札を公平に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。この場合において、寢屋川市が必要と認めるときは、当該入札に関する調査を行うことがある。

- 2 前項後段の規定により寢屋川市が調査を行うときは、入札参加者は当該調査に協力しなければならない。

- 3 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

- 4 寢屋川市が電子入札の続行が困難と認めた場合は、通常の紙による入札に変更することがある。

(入札書等の取扱い)

第8条 提出された入札書は、開札の前後にかかわらず、返却しない。

- 2 前条第1項に該当するときは、当該提出された入札書等を、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(開札等)

第9条 開札は、入札の終了後、当該入札を行った場所又は寢屋川市が指定した日時に行う。

- 2 前項の規定による開札の結果は、落札者のみ連絡を行うが、入札参加者の問い合わせにより、入札内容を伝えることとする。システムによる開札の場合は落札決定までの経過をシステムにより公表するものとする。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 一般競争入札の場合において、入札参加資格がないと通知された者及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 公告又は指名通知の日（電子入札の場合にあっては、参加資格の申請書等受付開始の日）から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時までに規則に定める入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- (5) 所定の日時までに入札書の提出又は到達がなかった入札
- (6) システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は入力が不要な項目若しくは記述を入力した事項を含む電子入札
- (7) 誤字、脱字等により入札書の記載事項が不明な入札又は入札書に署名若しくは記名押印を欠く入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む電子入札
- (10) 入札参加者の電子計算機等の異常等により、開札時において文字、数字等が判読できない電子入札
- (11) システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む電子入札
- (12) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (13) 同一の入札について、2以上の入札をした者に係る入札
- (14) 同一の入札について、自己が入札参加者として参加しているにもかかわらず、他の入札参加者の代理をした者の入札
- (15) 同一の入札について、2人以上の代理をした者の入札
- (16) システムの不正利用及びＩＣカードの不正使用により行った電子入札
- (17) 工事費内訳書の提出を求めた場合であって、当該工事費内訳書に記載された工事費の額と入札額が同額でなければならないとした入札において、それぞれ異なる価格で行った入札
- (18) 配置予定技術者の確認に必要な書類の原本照合等ができない者のした電

子入札

(19) 施行要綱第8条後段の規定により入札を辞退したものとみなされた入札

(20) 前各号に掲げるもののほか、寝屋川市が指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第11条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって入札した者を落札者又は落札候補者とし、当該落札者の入札した金額を落札金額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める方法により落札者又は落札候補者を決定する。

(1) 最低制限価格（寝屋川市低入札価格及び最低制限価格に関する要綱（平成23年4月1日制定。以下「要綱」という。）第3条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めた入札 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者又は落札候補者とする。

(2) 低入札調査（要綱第5条に規定する低入札調査をいう。以下同じ。）の対象となる入札 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定めるところによる。

ア 最低の入札価格が調査基準価格（要綱第4条第1項の調査基準価格をいう。以下同じ。）以上の場合 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者又は落札候補者とする。

イ 最低の入札価格が調査基準価格に満たない場合 低入札調査を実施し、契約内容に適合した履行がなされないと判断される者以外の入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者又は落札候補者とする。

(3) 総合評価落札方式による入札 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者又は落札候補者とする。

2 前項の規定による落札者又は落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、くじ（電子入札の場合にあっては、システムによる電子くじ。ただし、これにより難しいときは、他の方法のくじとする。）により落札者又は落札候補者を決定する。

3 前項の規定により、くじを実施した場合において、実施後に前条の規定によ

る無効な入札が含まれていたことが判明したときであっても、当該くじは、有効とする。ただし、有効とすることにより、著しく不公正なくじとなる場合には、この限りでない。

(再入札)

第 12 条 開札した結果、予定価格の制限に達した価格で入札した入札参加者がなかったときは、直ちに再度の入札（電子入札を除く。以下「再入札」という。）を行う。ただし、再入札は、2 回以内とする。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再入札に参加することはできない。

(1) 再入札の前の入札において、最低制限価格に満たない入札をした者

(2) 1 回目の再入札において、その前の入札において入札参加者が提示した最低の価格以上の価格（寝屋川市の収入に係る契約に関する入札の場合は、最高の価格以下の価格）をもって入札をした者

(事後確認等)

第 13 条 第 11 条の規定により落札候補者が決定したときは、当該落札候補者に対し、審査項目を証する書類（以下「事後審査書類」という。）の提出を求め、その入札参加資格について事後確認を行う。この場合において、当該落札候補者は、事後審査書類の提出を求められた日から 2 日（寝屋川市の休日に関する条例（平成 2 年寝屋川市条例第 16 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。）以内に当該書類の提出をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該案件の応札後に当該入札の公告に記載した配置予定技術者の要件を満たす技術者が、病休若しくは退職又は他の受注工事に配置するなどの理由によりなくなった場合に限り、事後審査書類の提出を辞退することが可能である。この場合において、事後審査書類の提出を辞退する意思を明示した書類の提出が必要であり、入札書が無効となるが、指名停止の措置要件には該当しない。

3 第 1 項に規定する確認等を行ったにもかかわらず、落札候補者の入札参加資格が確認できない場合は、必要と認める書類の提出を求め、これを審査する。

4 第 1 項及び第 3 項に規定する審査の結果、適当と認めた場合は落札候補者を落札者に、当該落札者の入札した金額を落札金額とし、不適当と認めた場合は

次順位の者を落札候補者として事後確認をする。

(契約書の提出)

第 14 条 落札者は、落札決定の日から 10 日以内に、契約書（契約内容を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成しなければならない。ただし、寝屋川市の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者は、前項に定める期間内に契約書を提出しないとき又は第 17 条第 2 項の場合に該当するときは、落札者としての権利を失う。

(契約の解除)

第 15 条 落札者（落札者が共同企業体のときは、その構成員を含む。第 17 条第 2 項において同じ。）と寝屋川市とが契約を締結した場合において、当該落札者が、独占禁止法、刑法第 96 条の 3 若しくは第 198 条若しくは契約に違反する行為又は令第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する行為を行ったと認められるときは、寝屋川市は、契約を解除することができる。

(賠償額の予定等)

第 16 条 落札者は、前条に定める行為が確定したときは、寝屋川市が当該契約を解除するか否かにかかわらず、当該契約に定めるところにより、賠償金として、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を支払わなければならない。

2 前項において、寝屋川市に生じた実際の損害額が同項に定める額を超えるときは、当該落札者は、その超過分を支払わなければならない。

3 前 2 項の規定は、当該契約の内容が履行された後においても、同様とする。

(議会の議決を要する契約の特約事項)

第 17 条 寝屋川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 6 号）に規定する契約については、議会の議決があつた旨を寝屋川市が落札者に通知したときに本契約としての効力を生ずるものとし、それまでは、仮契約としての効力を有するものとする。

2 入札の開札日から前項の契約が本契約としての効力を生ずる日までの期間内に、落札者が次の各号のいずれかに該当した場合は、寝屋川市は、仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことができる。

(1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分を受けた場合

- (2) 建設業法第 29 条の規定による取消処分を受けた場合
- (3) 契約締結予定日において有効な総合評定値通知書の写しを提出できない場合
- (4) 寝屋川市暴力団排除措置要綱（平成 23 年 3 月 11 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けた場合
- (5) 寝屋川市建設工事等指名停止要綱（平成 15 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けた場合

3 前項の規定により仮契約を締結せず、又は仮契約を解除したことにより落札者に損害が生じたとしても、寝屋川市は、その責めを負わないものとする。

（異議の申立て）

第 18 条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書案の各条項、設計図書等について不明又は錯誤等を理由として、異議を申し立てることはできない。

（その他）

第 19 条 この心得に定めるもののほか、入札の手続については、寝屋川市の指示に従わなければならない。

附 則

この心得は、令和 5 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この心得は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。